

# 備前市立備前中学校 いじめ防止基本方針

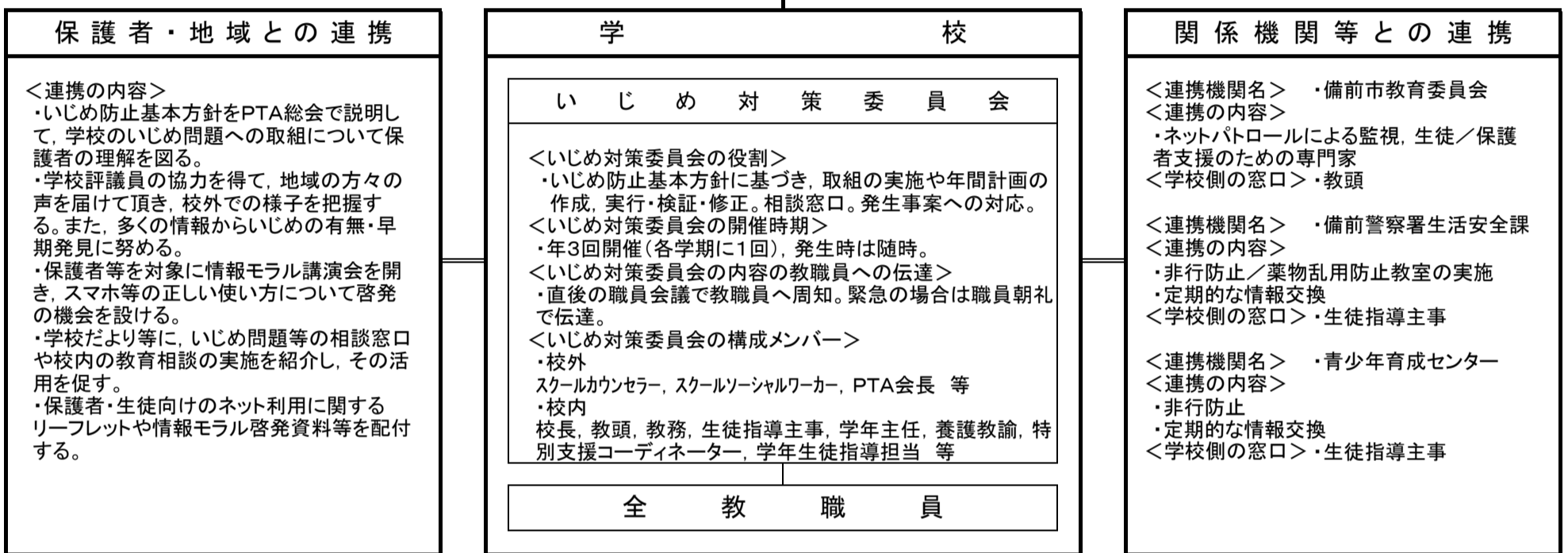
令和6年4月 改定

## いじめに関する現状と課題

- ・昨年度の本校のいじめの認知件数は8件であった。
- ・いじめの未然防止のために、生徒が主体的に行う人権委員会の活動を支援したり、いじめ早期発見のために、各学期ごとにアンケートや教育相談などをしたりするなど、指導担当者を中心に教職員で日頃の生徒の様子を情報交換している。
- ・SNS等を介したいじめやトラブルが発生している。この結果を受けて、家庭内でのルールづくりが進むよう、生徒および保護者の意識を更に高めていく必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、絶対に許される行為ではないということを教職員が共通理解する。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるため、人権委員会の活動を支援する。
- ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施する。また、得られた情報をもとに教職員間で共有して指導を行う。
- ・誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深めるために、教職員の校内研修や保護者への情報モラル講演会の実施、生徒への情報モラル教育の推進を図る。



## 学校が実施する取組

①	いじめの防止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修としてケース会議を持ち、個々の教職員のいじめを見抜き対応する力を高める。 (生徒会活動) ・生徒会の人権委員会を中心に「人権集会」などの取組を推進し、生徒がいじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識を高める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネットやスマホ等でのいじめを防止するために、情報機器の利便性と危険性を知らせるとともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラル教育を推進する。
②	早期発見	(実態把握) ・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施する。また、年3回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・教育相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、生徒の変化を見落とすことなく細かく声かけを行い、生徒がいつでも身近なトラブルを相談できるような体制を整える。 (情報共有) ・生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制を組織する。定期的に生徒指導委員会・学年会を開催する。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受け、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめ対策委員会を開き、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ・謝罪＝解消ではない。いじめの解消は、被害生徒及びその保護者に対し面談等により確認し、心身の苦痛を感じていないと認められる状態が少なくとも3ヶ月以上続いていることを目安とする。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係などその背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。